

第3節

大気環境の保全

1 大気汚染の防止

1-1 大気汚染の現況

(1) 概況

大気環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護することが望ましい基準として示されたものです。平成19（2007）年度の大気環境基準の達成状況は次のとおりです。

二酸化硫黄は、測定局22局（県測定14局、四日市市測定8局）全てで環境基準を達成しました。

二酸化窒素は、測定局28局（県測定18局、四日市市測定10局）のうち、自動車排出ガス測定局1局で環境基準を達成しませんでした。

浮遊粒子状物質は、測定局28局（県測定18局、四日市市測定10局）のうち、一般環境測定局2局、自動車排出ガス測定局4局で環境基準を達成しませんでした。

以下、一般環境測定局を「一般局」、自動車排出ガス測定局を「自排局」と略します。（注1）

注）一般環境測定局 県民が居住する地域に大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在2（県設置4局、四日市市設置7局）の測定局が設けられています。

自動車排出ガス測定局 道路沿道の大気環境を調査するために設けられた測定局で、現在7（県設置4局、四日市市設置3局）の測定局が設けられています。

(2) 大気汚染の測定結果

ア 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

一般局20局、自排局2局で測定を実施しました。一般局、自排局とも日平均値の2%除外値は、0.04ppm以下で、環境基準を達成しました。（注2）年平均値の経年変化は図1-3-1のとおりです。（資料編2-2～2-4参照）

注2）二酸化硫黄の環境基準の長期的評価は、年間における日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日間の測定値）を除外して行います。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

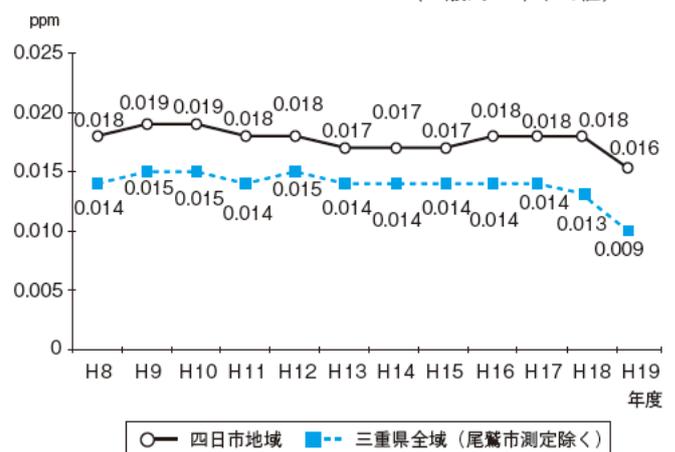
図1-3-1 二酸化硫黄の経年変化
（一般局の年平均値）



イ 窒素酸化物（二酸化窒素）

一般局21局、自排局7局で測定を実施しました。一般局では、日平均値の98%値が0.06ppmを超える局はなく、全ての局で環境基準を達成しました。（注3）自排局では、納屋局を除き環境基準を達成しましたが、納屋局の日平均値の98%値は0.069ppmとなり比較的高い濃度となりました。年平均値の経年変化は図1-3-2のとおりです。（資料編2-5～2-8参照）

図1-3-2 二酸化窒素の経年変化
（一般局の年平均値）



注3）二酸化窒素の環境基準の長期的評価では、年間における日平均値の測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。

ウ 浮遊粒子状物質

一般局21局、自排局7局で測定を実施しましたが、一般局4局、自排局3局で環境基準を達成しませんでした。(注4) 年平均値の経年変化は図1-3-3のとおりです。(資料編2-9参照)

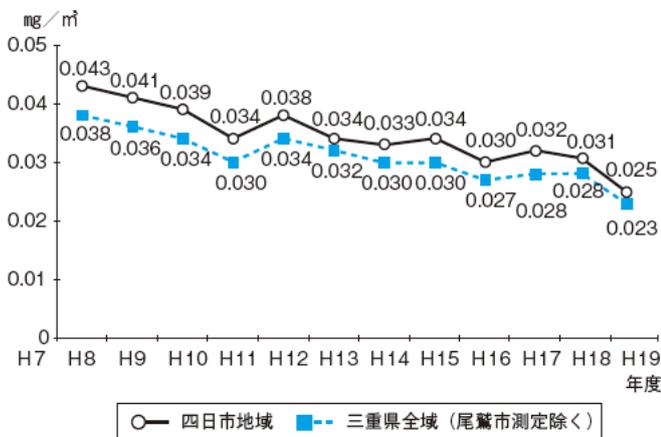
注4) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0.0mg/m³を超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

オ 一酸化炭素

自排局2局(県測定2局)で測定を実施したところ、いずれの局も日平均値の2%除外値は10ppm以下で環境基準を達成しました。(注5)(資料編2-12参照)

注5) 環境基準の長期的評価は、硫黄酸化物と同様で、2%除外値で評価します。ただし、日平均値が、0ppmを超える日が2日以上連続した場合には、評価はせず、環境基準未達成とします。

図1-3-3 浮遊粒子状物質の経年変化(一般局の年平均値)



エ 光化学オキシダント

一般局20局(県測定14局、四日市市測定6局)で測定を実施したところ、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダント昼間値(5時から20時までの測定値)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化は図1-3-4のとおりです。(資料編2-10、11参照)

カ 非メタン炭化水素

一般局16局(県測定11局、四日市市測定5局)、自排局3局(県測定2局、四日市市測定1局)で測定を実施しました。大気中炭化水素濃度の指針では、光化学オキシダント濃度0.06ppmに対応する非メタン炭化水素濃度は、0.20~0.31ppmC(6~9時の3時間の平均値)の範囲となっており、一般局の2局を除き0.20ppmCを超えていました。(資料編2-13参照)

キ 有害大気汚染物質

平成9年(1997)4月に施行された改正大気汚染防止法に基づき、環境省が示す22の優先取組物質(有害性の程度やわが国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質)のうち、測定法が示されているトリクロロエチレン、ベンゼン等の19物質(ダイオキシン類を除く)の大気環境調査を四日市市と連携して行いました。(資料編2-14~15参照)

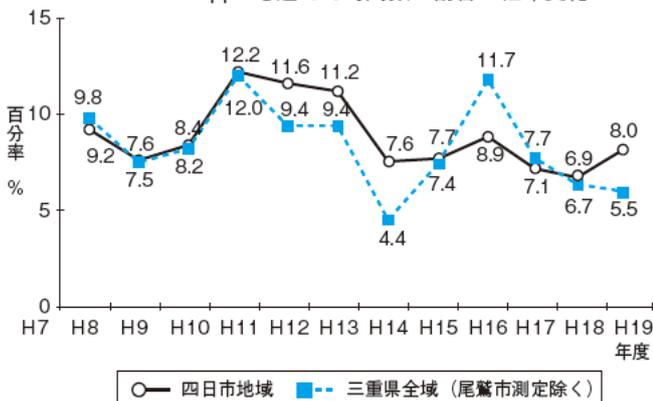
(ア) 調査地点等

一般環境5地点(桑名市、四日市市2地点、松阪市、伊賀市)、道路沿道1地点(鈴鹿市)で、毎月1回調査を実施しました。

(イ) 調査結果

環境基準が示されているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、及びベンゼンの4物質は6地点とも環境基準を達成していました。(資料編2-16参照)

図1-3-4 光化学オキシダント昼間値(5~20時)が0.06ppmを超えた時間数の割合の経年変化



ク 石綿(アスベスト)

大気環境中でのアスベスト濃度の調査を県内30地点で行った結果、全ての地点で石綿は検出されませんでした。(資料編2-18参照)

表1-3-1 優先取組物質

○アクリロニトリル	○テトラクロロエチレン
○アセトアルデヒド	○トリクロロエチレン
○塩化ビニルモノマー	○ニッケル化合物
○クロロホルム	○ヒ素及びその化合物
クロロメチルエーテル	○1,3-ブタジエン
○酸化エチレン	○ベリリウム及びその化合物
○1,2-ジクロロエタン	○ベンゼン
○ジクロロメタン	○ベンゾ（a）ピレン
○水銀及びその化合物	○ホルムアルデヒド
タルク（アスベスト様 繊維を含むもの）	○マンガン及びその化合物
○ダイオキシン類	○クロム及びその化合物

○印は平成19年度環境調査物質

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を実施。

1-2 工場・事業場対策の推進

工場・事業場に対する規制・指導

ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。

平成20（2008）年3月31日現在、1,560工場・事業場に4,295のばい煙発生施設、168工場・事業場に1,530の一般粉じん発生施設、42工場に109の揮発性有機化合物（VOC）排出施設が設置されています。

（ア） 硫黄酸化物の規制

硫黄酸化物については、施設毎の排出口の高さに応じた着地濃度規制（K値規制）が実施されています。その規制値は四日市地域（四日市市の一部、朝日町、川越町）が1.17、四日市市（前述以外の地域）が3.0、桑名市及び鈴鹿市が14.5、その他の市町が17.5となっています。

さらに、四日市地域（四日市市は全域）については、昭和47（1972）年4月から三重県公害防止条例（現三重県生活環境の保全に関する条例）により、総排出量規制を実施してきましたが、この制度は、昭和51（1976）年に大気汚染防止法による総量規制に移行しています。

（イ） ばいじんの規制

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種

類及び規模毎に濃度規制が実施されています。平成10（1998）年4月、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令が公布され、廃棄物焼却炉に係る排出基準が改定されました。

（ウ） 窒素酸化物の規制

昭和48（1973）年の第1次規制以降段階的に排出基準の強化、適用施設の拡大が行われ、窒素酸化物を排出する大多数のばい煙発生施設に排出基準が適用されています。

（エ） 石綿（アスベスト）の規制

石綿（アスベスト）は耐熱性等に優れているため多くの製品に使用されてきましたが、発ガン性等の健康影響を有するため、原則、製造・使用が禁止されています。

また、吹付け石綿を使用する一定規模以上の耐火性建築物の解体等作業には作業基準等が定められ、工事を施工する前に特定粉じん排出作業の届出が課せられていましたが、アスベストの大気環境への飛散防止措置を拡充・強化するため、平成17（2005）年12月に大気汚染防止法施行令・規則が改正され、平成18（2006）年3月から施行されました。これにより、規制対象となる建築材料の範囲が拡大され、建築物の規模要件等が撤廃されました。

さらに、平成18（2006）年2月に大気汚染防止法が改正され、工作物（工場のプラント等）が規制対象となり、同年10月から施行されました。また、労働安全衛生法施行令の改正に併せ、石綿を0.1%を超えて含有する建築材料も同様に10月から規制対象となりました。

平成19（2007）年度中の届出数は、解体作業が14件、改造・補修作業が87件、断熱材等の除去が47件でした。（以上、四日市市管轄分を除く）

（オ） VOCの規制

光化学オキシダントによる大気汚染は、その原因物質であるVOCの排出削減により、その改善が期待できます。

工場から排出されるVOCの規制については、平成16（2004）年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18（2006）年4月から施行されました。

これにより、VOC排出事業者に対してVOC排出施設の届出義務、排出基準の遵守

義務等が課され、さらに事業者の自主的な対策の取組が期待されます。

イ ダイオキシソ類対策特別措置法による規制
ダイオキシソ類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準対象施設として19種類の特定施設を規制対象としています。

平成20（2008）年3月31日現在の県内における大気基準適用施設は284施設、水質基準対象施設は62施設です。

ウ 三重県生活環境の保全に関する条例等による規制
三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）及び有害物質について規制しています。さらに四日市地域については、一定基準以上の工場等を対象に、窒素酸化物に係る総排出量規制、上乗せ条例によるばいじんの排出基準の上乗せ規制を実施しています。

平成20（2008）年3月31日現在のばい煙に係る指定施設は574工場・事業場に3,961施設、粉じんに係る指定施設は768工場・事業場に4,336施設、炭化水素に係る指定施設は25工場・事業場に382施設が設置されています。（以上、四日市市管轄分を除く）

（ア） 窒素酸化物に係る総排出量規制

昭和49（1974）年から四日市地域において、窒素酸化物の総排出量規制を実施しており、昭和53（1978）年に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことに伴い、総排出量規制の見直しを行いました。さらに、平成4（1992）年に窒素酸化物排出係数を改訂し、規制を強化しました。

（イ） 炭化水素系物質の規制

貯蔵タンク等から炭化水素系物質の漏出を防止するため、一定規模以上の貯蔵施設（原油、揮発油、ナフサ等の貯蔵能力が5,000kl以上の貯蔵施設等）について、構造・使用管理基準を設け、規制を行っています。

エ 緊急時の措置

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて、緊急時における措置を講じています。平成19（2007）年度は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、予報等の発令に

よる緊急時の措置はありませんでした。

オ 立入検査（四日市市管轄分を除く）

平成19（2007）年度は、延べ741工場・事業場に立入検査を行い、ばいじん、窒素酸化物等の延べ75項目について、排出ガス検査を実施しました。その結果、2工場・事業場において排出基準を超過していたため、指導を行いました。

また、特定粉じん排出作業について、145現場に立入を行い、敷地境界におけるアスベスト濃度を80現場で測定を実施したところ、すべての現場において特定粉じん発生施設の敷地境界基準以内でした。

2 自動車環境対策の推進

2-1 自動車環境対策の推進

(1) 現状

近年、産業経済の発展や都市化の進展を背景として大型車やディーゼル自動車等の交通量が増加し、都市部や主要幹線道路沿道においては、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が顕在化しています。

県内7ヶ所の自排局の平成19（2007）年度の二酸化窒素の濃度（年平均値）は、県内の一般環境測定局に比べ高い状況となっており、納屋測定局（国道23号、四日市市）は、環境基準を達成しませんでした。また、浮遊粒子状物質については、国道258号桑名測定局、納屋測定局、北消防署測定局（国道1号、四日市市）、国道25号亀山測定局で環境基準を達成しませんでした。

(2) 自動車NOx・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）

ア 背景

都市地域における窒素酸化物による大気汚染については、自動車NOx法（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）（平成4（1992）年）に基づき、特別の排出基準を定めた規制（車種規制）を初めとする施策を実施してきましたが、自動車交通量の増大などにより、環境基準を達成するには至っていません。

一方、近年ディーゼル自動車から排出される粒子状物質（PM）について、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されており、窒素酸化物とともに自動車交通に起因する

粒子状物質の削減を図る施策を新たに講ずることが強く求められています。

イ 法律の概要

平成13（2001）年の通常国会に自動車NOx法の改正法案が提出され、同年6月に自動車NOx・PM法が成立しました。その内容は次のとおりです。

- ・対象物質に粒子状物質を追加
- ・対策地域の拡大
愛知県の61市町村とともに、三重県の北勢地域の8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、旧長島町、木曽岬町、旧楠町、朝日町、川越町）を追加
- ・粒子状物質について車種規制を導入
- ・窒素酸化物について車種規制の強化
- ・一定規模以上（30台以上保有）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都府県知事等への届出の義務づけ

平成19（2007）年5月に自動車NOx・PM法が改正され、その主な内容は次のとおりです。

- ・重点対策地区の新設
- ・建物の新設に係る届出
- ・周辺地区内の一定規模以上の事業者に対する計画作成・届出、報告の義務付け
- ・荷主等に窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け

ウ 車種規制

・排出規制

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス（車両総重量3.5t以下）については、ガソリン車並の排出基準。

ガソリン車への代替が可能でないトラック・バス（車両総重量3.5t超）については、最新のディーゼル車並の排出基準。

・経過措置

次に示すように、車種ごとに猶予期間を設定しています。加えて、法の施行により短期集中的に多数の自動車の買替えが必要となることから、さらに1～3年の準備期間が置かれています。

表1-3-2 猶予期間

車種	猶予期間	車種	猶予期間
普通貨物自動車	9年	マイクロバス	10年
小型貨物自動車	8年	ディーゼル乗用車	9年
大型バス	12年	特種自動車	原則10年

エ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

(ア) 経過

自動車NOx・PM法により、知事は対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を定めなければなりません。平成14年7月に関係市町、国の関係行政機関、学識経験者等で構成する総量削減計画策定協議会を立ち上げ、4回の幹事会を開催し、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量を削減するための議論を重ねてきました。

同計画は、平成15年6月4日の協議会で承認をいただき、その後、7月25日に環境大臣の同意を得て、平成15年8月8日に公告しました。

(イ) 計画の目標

平成22年度に環境基準を達成するために、排出量の削減について以下のように取り組みます。

総量の区分	窒素酸化物排出量 (t/年)	粒子状物質排出量
平成9年度 (現状)	18,325	10,013
平成17年度 (中間目標)	15,214	9,193
平成22年度 (目標年度)	14,342	9,068

① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量 [1号総量]
② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量]
③ ⑤の達成に向け平成17年度までに達成すべき総量
④ ③のうちの自動車排出総量
⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量 [3号総量]
⑥ ⑤のうち自動車排出総量 [4号総量]

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあっては特別措置法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあっては特別措置法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表します。

※2 粒子状物質の1号総量、3号総量については硫酸酸化物、窒素酸化物等のガス状物質を前駆物質として生成する二次生成粒子を含んだ量ですが、2号総量、4号総量については、自動車からの排出ガス分（一次粒子）です。

(ウ) 目標を達成するための施策

a. 自動車単体対策の強化等

- ・新短期規制、新長期規制の実施
- ・排出基準適合車への早期代替の促進
- ・車両の点検・整備の徹底及び過積載車両・整備不良車両等の指導、取締りの強化
- ・重油混和燃料等の使用禁止への取組及び

- 低硫黄軽油の供給体制の確立
- b. 車種規制の実施等
 - ・ 車種規制の適正かつ確実な実施
 - ・ 窒素酸化物排出基準適合車等への代替促進
 - ・ 国の機関及び地方公共団体による公用車の代替の促進
 - ・ 対策地域外の事業者に対する排出基準適合車への早期代替の啓発や、国道23号、国道1号における、排出規制不適合大型車に対する通行抑制措置の検討等、流入車対策の推進
 - ・ 特定事業者による、自動車使用管理計画の作成及び定期報告
- c. 低公害車の普及促進
 - ・ 低公害車の普及目標の設定（2010年で60万台、年間新車登録台数の80%を低公害車化）
 - ・ 燃料供給施設等の整備
 - ・ 国の機関及び地方公共団体による低公害車の率先導入
 - ・ 経費助成や優遇税制等、低公害車の導入のための支援措置の実施
 - ・ 自動車等販売者による情報提供の促進
- d. 交通需要の調整・低減
 - ・ 共同輸配送や積み合わせ配送等、事業者における貨物自動車等の使用合理化の推進
 - ・ 「モーダルシフト」・「モーダルミックス」など貨物輸送手段の転換の推進
 - ・ パークアンドライド駐車場等の整備や、バス優先レーン等の指定によるバス運行の定時性の確保等、公共交通機関の整備及び利便性の向上
 - ・ 自家用乗用車の使用自粛等
- e. 交通流対策の推進
 - ・ バイパス道路等の整備による交通の分散や、道路改良、交差点改良等による交通渋滞の解消
 - ・ 総合的な駐車対策の推進
 - ・ 高度交通管制システムや道路交通情報通信システム等の整備、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等、交通管制システムの整備等による交通流の円滑化
- f. その他
 - ・ アイドリング・ストップ運動の推進
 - ・ グリーン配送等の推進

(3) 交通の円滑化対策の推進

- ア 信号制御高度化モデル事業（プロファイル信号制御）の整備
 - 名張市内（国道165号等）の主要交差点（43交差点）にプロファイル信号制御を導入し、交通の円滑化を図りました。
- イ 交通管制システムの拡充整備
 - 松阪市内（県道松阪嬉野線等）の信号機15基を集中制御化し、交通の円滑化を図りました。

2-2 光化学スモッグ対策の推進

(1) 光化学スモッグの緊急時の措置現状

県内14地域、18関係市町（市によっては、発令地域が分かれる場合や、一部の地域に限る場合あり）を発令地域とし、緊急時の措置を要請する対象地域としています。測定されたオキシダント濃度が発令基準に達した場合、その発令地域ごとに緊急時の措置の区分（予報、注意報、警報、重大警報の4種類）に応じ、協力工場への措置を要請します。

平成19（2007）年度の光化学スモッグについては、8月11日に四日市地域に予報を発令しましたが、注意報の発令はありませんでした。

(2) 北勢地域光化学大気汚染予測システム

光化学スモッグ注意報発令時において緊急時の措置が速やかに実施されるよう、注意報発令に先立ち、当日早朝に各種汚染物質濃度や気象データから計算した予測情報を各関係機関に提供しています。

- ア 対象地域
 - 桑名地域、大安地域、四日市地域及び鈴鹿地域の4地域としています。

- イ 予測情報の内容

4地域別に、「高濃度となりやすいでしょう。」「高濃度とならないでしょう。」の2段階で予測しています。「高濃度」とはオキシダント濃度の日最高値が0.120ppm以上となる場合をいいます。

3 騒音・振動の防止

3-1 騒音・振動の現況

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準とし

て設定されています。

工場・事業場に係る騒音・振動苦情は、その発生源が住工混在地域に立地する中小規模の工場等や建設作業によるものが多くあります。

家庭生活による騒音苦情は、ピアノ、クーラーあるいは飼犬の鳴き声などが原因であり、生活様式の多様化や都市化の進展のなかで快適な住環境を求める声が強くなってきており、今後増加することが予想されます。

3-2 工場・事業場対策の推進

(1) 騒音規制法及び振動規制法による規制

騒音規制法及び振動規制法に基づき、生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、法で規制していない施設及び規制地域の拡大（県内ほぼ全域）を行い、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について規制を行っています。

また、これらの他、深夜営業騒音、作業騒音及び拡声機の使用に伴う騒音について規制を行っています。

表1-3-3 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく制限行為等に係る勧告等の実施状況

(平成19年度)

	指導件数	勧告件数
深夜営業騒音に係るもの	10	0
作業騒音に係るもの	23	0
拡声器の使用制限に係るもの	1	0

(3) 立入検査及び指導

法・条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行いました。(表1-3-4)

また、法・条例の指定地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

表1-3-4 工場・事業場及び建設作業に関する騒音・振動関係の立入検査等の実施状況

(平成19年度)

		騒音関係	振動関係
立入検査件数		49	12
測定検査結果	適合	8	0
	不適合	8	1
行政指導件数		19	1

3-3 都市生活騒音対策の推進

生活様式の向上に伴い生活の場からクーラーの音、ピアノの音、飼犬の鳴き声等多種多様な生活騒音が発生するようになりました。

近年、快適な生活環境を確保したい要求が高まるにつれて、この生活騒音に対する苦情が増加しています。

生活騒音は、工場騒音とは異なり、個人の私生活に深く関わっており、法令で規制し防止するより、各人が近隣に迷惑をかけないよう自覚し、自制することが最も大切なことであるとともに、地域ごとの生活騒音防止のための自主的な活動を通して相互受認を含む近隣居住のルールを作ることが大切です。

3-4 環境騒音及び道路交通振動の現状

(1) 環境騒音（一般地域）

環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況は、法の指定地域を有する17市町の協力を得て、88地点で騒音測定を実施しました。(資料編4-4参照)

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

環境騒音のうち、道路に面する地域における騒音の状況については、主要幹線道路沿道の25地点で自動車交通騒音測定を実施しました。(資料編4-5参照)

表1-3-5 測定地点における環境基準適合状況

環境騒音（一般地域） (平成19年度)

地域の類型	測定地点数	適合地点数		
		昼間適合	夜間適合	2時間帯とも適合
A	33	33	31	31
B	27	26	21	21
C	28	28	27	27
未指定	0			

また、道路交通振動の状況については、法に規制地域を有する市町の協力を得て、36地点で道路交通振動測定を実施しました。(資料編4-6参照)

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音及び道路交通振動の限度(要請限度)を定めており、市町村長は指定地域内における自動車騒音・振動がその限度を超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会及び道路管理者に対して、交通規制や道路構造等の改善要請、意見を述べるができることになっています。なお、平成19(2007)年度は法に基づく要請及び意見陳述はありませんでした。

(3) 自動車交通騒音・振動対策の推進

自動車騒音対策を推進するため、平成5(1993)年10月「三重県自動車交通公害対策推進協議会」を設置し、自動車交通公害防止対策の基本的方向と具体的な施策を盛り込んだ「自動車交通公害防止のための基本的な事項」を策定し、総合的な施策を推進しています。

(4) 航空機騒音対策

中部国際空港を離着陸する航空機による騒音に対して苦情があります。航空機騒音から生活環境を保全するため、平成19年3月30日に表1-3-6のとおり環境基準の類型を当てはめました。平成19年度に類型をあてはめた地域において航空機騒音の測定を実施したところ、全て環境基準を達成しました。

表1-3-6 類型を当てはめた地域及び環境基準

類型	環境基準	地域
I	70WECPNL 以下	木曾岬町、桑名市(長島町の区域)、鳥羽市(答志町及び桃取町の区域)

地域を指定し、この地域内において、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行っています。

規制地域を有する市町は表1-3-7のとおりです。

表1-3-7 規制地域を有する市町

市(13)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市
町(10)	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 立入検査及び指導

法の規制地域を有する市町が行う規制事務について助言を行いました。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

近年、市街地の拡大(スプロール化)による混住化と畜産業の規模拡大があいまって、悪臭関連の環境問題が発生しています。

また、県、市町、関係団体等で構成する地域環境保全型畜産確立推進指導協議会により環境問題発生畜産農家を重点とした巡回指導を行うなど、環境問題の改善、防止に努めています。

4 悪臭の防止

4-1 悪臭の現況

悪臭に関する苦情は、以前は畜産農業や化学工業が中心でしたが近年では、サービス業・その他、家庭生活等に係る苦情が多くなっています。

4-2 工場・事業場対策の推進

(1) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全すべき